

# 平成 24 年度報酬改定（施設入所支援）

## ◆新規加算

### ◎入院・外泊時加算（Ⅰ）、入院外泊時加算（Ⅱ）

入院・外泊日数に応じて所定の単位数を算定する。

※H24.3 までの「入院・外泊時加算」、「長期入院等支援加算」は廃止（入院時支援特別加算は現行のとおり）



□ 入院・外泊時加算（Ⅰ）：247単位/日～320単位/日

入院又は外泊した初日から起算して8日を限度として算定する（ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。）。

□ 入院・外泊時加算（Ⅱ）：147単位/日～191単位/日

入院又は外泊している利用者に対し、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院又は外泊した初日から起算して8日を超えた日から82日を限度として算定する（ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。）。

#### 【利用者に対する支援】

・特段の事情がない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うこと。

・入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行うこと。

※利用者等に対する支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。

□ 「入院・外泊時加算」からの変更点

・1か月の間に複数回入院又は外泊した場合に、それぞれ8日間は「入院・外泊時加算（Ⅰ）」の算定が可能

・入院又は外泊期間が複数月にまたがる場合で、期間が8日を超える場合に、「入院・外泊時加算（Ⅰ）」の算定が行えるのは、初日から起算して8日目までに限られる。（※「入院・外泊時加算」では、各月8日までは算定が可能）

◎福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算（別紙参照）

## ◆既存加算（変更点）

### ◎重度障害者支援加算Ⅰ・Ⅱの対象者要件の緩和

#### □ 重度障害者支援加算Ⅰ

加算対象者として「経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者」が追加となる。

#### □ 重度障害者支援加算Ⅱ

強度の行動障がいをもつ利用者に対する加算認定に当たり、行動関連項目による評価を行動援護の対象者と同様に「15点以上」から「8点」以上に緩和する

※詳細については「重度障害者支援加算の算定要件緩和について」（平成24年4月5日付通知）を参照

### ◎栄養士配置加算の廃止（本体報酬に組み込み）

□ 本体報酬への組み込みに伴い、管理栄養士又は栄養士が配置されていない場合の減算が新設

- ・ 栄養士又は管理栄養士が配置されていない場合 : 12単位/日～27単位/日を減算
- ・ 配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤ではない場合 : 6単位/日～12単位/日を減算

### ◎土日等日中支援加算の廃止（本体報酬に組み込み）

### ◎夜間職員配置体制加算の見直し

定員	現行	H24.4以降
21人以上40人以下	38単位/日	49単位/日
41人以上60人以下	30単位/日	41単位/日
61人以上	25単位/日	26単位/日

### ◎経口維持加算の算定要件緩和（留意事項通知P.147参照）

### ◎地域生活移行個別支援加算の算定要件見直し（医師による定期的な指導体制確保に係る要件の緩和）

[現行]

精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。

[見直し後]

精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）。

## Q&A(H24.330 国資料抜粋)

経口維持加算については、指示を行う歯科医師は、対象者の入所している施設の歯科医師でなければいけないか。

(答)

対象者の入所している施設に勤務する歯科医師に限定していない。